

地域医療連携計画の概要

「鹿児島県保健医療計画」
(平成30年3月策定)



「医療法第30条の4」の規定により、各都道府県で策定



○各振興局・支庁において、地域の実情に応じた計画を作成
○県計画の一部として構成

「地域医療連携計画」
(平成31年3月策定)



○県内の9つの二次保健医療圏ごとに策定
○5疾病5事業の医療連携体制を構築し、医療機能ごとに医療機関名を公表

「肝属保健医療圏
地域医療連携計画」

「曾於保健医療圏
地域医療連携計画」

医療連携体制を構築し、医療計画に明示 【医療法第30条の4】

5疾病

(第2項第4号に基づき省令で規定)
→生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項



〈医療法施行規則第30条の28〉

- ・ がん
- ・ 脳卒中
- ・ 急性心筋梗塞
- ・ 糖尿病
- ・ 精神疾患

5事業

(第2項第5号で規定)
→医療の確保に必要な事業

- ・ 救急医療
- ・ 災害医療
- ・ へき地医療
- ・ 周産期医療
- ・ 小児・小児救急医療

※上記のほか、都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

在宅医療

(第2項第6号で規定)
→居宅等における医療の確保に関する事項

曾於・肝属圏域の医療連携体制構築に係る組織体制

大隅地域保健医療福祉協議会

地域医療連携
計画の策定、
推進等を協議

肝属検討体制

報告

肝属地域医療連携検討チーム
(事務局:鹿屋市医師会)
・3医師会
・鹿屋医療センター
・大隅地域振興局

..WG

..WG

..WG

曾於検討体制

報告

曾於地域医療連携検討チーム
(事務局:曾於医師会)
・曾於医師会
・大隅地域振興局

連携・検討

鹿屋医療
センター等

..WG

..WG

..WG

